

有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

平成２０年４月 策 定

平成２３年７月 一部改定

平成２５年１０月 一部改定

I 本ガイドラインの目的等

放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１１条においては、「放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。」と定められている。

また、放送法第１４４条第１項においては、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。以下総務大臣への裁定の申請者たり得る一般放送事業者を「有線テレビジョン放送事業者」という。）が、地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意につき協議を求めたが、その協議が調わないとき等は、総務大臣に裁定の申請を行うことができること、同条第３項においては、地上基幹放送を行う基幹放送事業者が地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨裁定することが定められている。

平成２０年４月に本ガイドラインが定められるまで、平成２２年１２月３日に公布された放送法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６５号）により廃止された有線テレビジョン放送法（昭和４７年法律第１１４号）において、再放送の同意に関する協議手続についての明確な定めがなかったこと、「正当な理由」の解釈に関して、裁定制度が導入された昭和６１年当時の国会答弁において例示された５つの基準のほかに具体的な解釈に関する指針がなかったこと等から、有線テレビジョン放送事業者、基幹放送事業者（以下「当事者」という。）間の協議において混乱が生じることがあった。また、地上デジタルテレビジョン放送の開始に当たり、その混乱がより大きくなり、このことが地上デジタル放送への円滑な移行に対する障害となることが懸念される状況であった。

本ガイドラインはこうした状況を踏まえ平成２０年４月に定められたものであるが、その後になされた裁定申請について放送法第１４４条第１項（旧有線テレビジョン放送法第１３条第３項）の、「協議に応じず、又は協議が調

わない」ときに該当しない事例があったこと等を踏まえ、今般、当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべきとの裁定制度の趣旨にも鑑み、当事者間の誠実な協議を促進し、適切な問題解決を図るため、以下のとおり、本ガイドラインの一部を改定するものである。

Ⅱ 協議手続について（放送法第 144 条第 1 項に規定する「協議」に関する事項等）

放送法第 11 条の規定に基づく同意のうち、有線テレビジョン放送事業者が基幹放送事業者が行う地上基幹放送の再放送の同意を求めて行う協議の原則、その手続、その他協議に関する基本的な考え方及び具体的留意事項は、以下のとおりとする。

なお、放送法第 144 条第 1 項においては、有線テレビジョン放送事業者が、基幹放送事業者の行う地上基幹放送の再放送に係る同意につき協議を求めたが、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、有線テレビジョン放送事業者は総務大臣の裁定を申請することができることと定められているが、以下の事項は、この裁定申請の要件を満たしているか否かを判断する際の資料となるものである。また、有線テレビジョン放送事業者が同意の期限を越えて再放送を行っている場合等について、その事情を判断する際の資料としても用いるものである。

1 協議の原則

- (1) 当事者は、多様かつ多元的な地域情報等の流通の必要性を深く認識し、放送法の目的に基づき放送の普及及び受信者の利益の確保を踏まえて協議を行わなければならない。
- (2) 当事者は、法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行わなければならない。

2 協議の手続

協議は、原則として、以下の手続に従わなければならない。また、その経緯が具体的に書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）で明らかになるよう努めるものとする。

(1) 有線テレビジョン放送事業者が新規に再放送の同意を求める場合

① 協議時期等

ア 有線テレビジョン放送事業者は、新規に地上基幹放送の再放送の同意を求める場合、やむを得ない理由がある場合を除き、再放送の開始を希望する日の6ヶ月前までに、その地上基幹放送を行う基幹放送事業者に書面によりその申込みをする。

イ 基幹放送事業者は、「ア」の申込みを受けた場合は、原則として2週間以内にその申込みに関する協議を開始する。

なお、基幹放送事業者は、速やかに協議を行えない特別の理由がある場合は、その理由及び協議が開始できるようになる見込時期を、有線テレビジョン放送事業者に書面で明示する。

② 協議に際して説明すべき事項

ア 有線テレビジョン放送事業者は、協議に当たっては、次に掲げる事項を説明する。

(ア) 再放送の同意を求める地上基幹放送（基幹放送事業者のどのチャンネルか等）

(イ) 再放送開始予定日

(ウ) 再放送を行う業務区域

(エ) 再放送の方式（同時再放送か否か、有線テレビジョン放送事業者はどのチャンネルで再放送するか等）

(オ) 再放送に係る有線電気通信設備の設備計画

(カ) 再放送を求める地上基幹放送に係る受信点の位置及び再放送の品質の見通し

(キ) 再放送を行う必要性

(ク) (ウ)の業務区域及び(ア)の地上基幹放送の放送対象地域¹との地理的位置関係（隣接の有無及び放送対象地域の境界からの最大距離）（区域外再放送の場合に限る。）

(ケ) その他再放送の同意を求めるにあたり特に説明が必要と考えられる事項

¹ 「放送対象地域」とは、放送法第91条第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。

イ 基幹放送事業者は、再放送に同意しない旨を主張する場合には、協議に当たって、次に掲げる事項を説明する（(イ)については、区域外再放送の場合に限る。）。

- (7) Ⅲ 2 (1)に係る放送番組の同一性やチャンネルイメージが害されるおそれがあると考える場合には、その具体的理由及び裏付け資料
- (イ) Ⅲ 2 (2)に係る地上基幹放送の地域性に係る意図が害されるおそれがあると考える場合には、その具体的理由及び裏付け資料

③ その他

ア 当事者は、資料の提供を行うに当たっては、できる限り具体的かつ第三者による検証が可能な程度に定量的・客観的なデータを用いるものとする。なお、定量的データを用いることができない場合には、専門家の意見やアンケート結果等を用いることもできる。

イ 再放送が行われる地域の基幹放送事業者（以下「地元基幹放送事業者」という。）の経営に与える影響等については、Ⅲ 2 (3)「イ」のとおり、「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意（以下「地元同意」という。）が得られないことは再放送の同意をしないことの理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しない（以下Ⅱにおいて同じ。）。

ウ なお、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る使用料²については、当事者間で別途協議すべきものである（以下Ⅱにおいて同じ。）。

(2) 有線テレビジョン放送事業者が既に得ている再放送の同意の更新を求める場合³

ア 有線テレビジョン放送事業者は、既に得ている地上基幹放送の再放送

² この使用料とは、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る著作権及び著作隣接権に基づく使用料のことをいい、この点に関しては、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟と一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会の間で、ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する基本合意が締結されている。

³ 既に同意を得て再放送を行っており、当該再放送を行う業務区域の拡大を行おうとする場合は、新たに再放送を行うこととなる業務区域に関して、(1)による協議を行う。

の同意の更新を求めるに当たって、(3)「ア」の規定により基幹放送事業者からの再放送の同意の更新を拒絶する旨の通知がある場合には、当該通知があった日から2週間以内に、そうでない場合には、現に有効な同意の期限の6ヶ月前までに、その地上基幹放送を行う基幹放送事業者に書面によりその更新の申込みをする。

イ 基幹放送事業者は、「ア」の申込みを受けた場合は、原則として2週間以内に、その申込みに関する再放送の同意の更新を行い、又は再放送の同意の更新に係る協議を開始する。

ウ 有線テレビジョン放送事業者は、協議に当たっては、現に有効な再放送の同意の期限を説明する。

エ 「ア」から「ウ」までの規定は、有線テレビジョン放送事業者と基幹放送事業者とが再放送の同意に係る契約において自動更新の特約を定めることを妨げない。

(3) 基幹放送事業者が既に与えている再放送の同意の更新を拒絶しようとする場合

ア 基幹放送事業者が、現に有効な再放送の同意の更新を拒絶しようとする場合には、当該再放送の同意の期限の6ヶ月前までに、その旨を当該有線テレビジョン放送事業者に書面で通知する。ただし、再放送の同意を拒絶することとなった理由が、有線テレビジョン放送事業者による重大な法令違反又は契約違反であって当該基幹放送事業者に関するものに基づく場合は、この限りではない。

イ 「ア」の通知においては、有線テレビジョン放送事業者による再放送の同意を更新できない理由及び再放送を停止すべき期限を書面により通知する。なお、通知されるべき理由は、Ⅲの「正当な理由」に準ずるものとする。また、再放送を停止すべき期限は、当該再放送の同意の期限及び3「エ」の周知に要する期間を考慮して定める。

ウ 「ア」の通知に関わらず、有線テレビジョン放送事業者が再放送の同意の更新を求める場合は、当事者は、(2)による協議を行う。

3 協議手続の終了等

ア 協議は、再放送の同意をすることにつき若しくは再放送の同意をしないことにつき協議が調ったとき又は協議が調わなかったときに終了する。

イ 「ア」の「協議が調わなかったとき」とは、2の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は基幹放送事業者が誠意をもって協議に応じようとしないうるときをいう。

なお、「当事者が歩みよる余地がないと互いに確認したとき」とは、お互い協議を尽くして、双方が歩み寄る余地がないと明確に確認したときに限り、どちらかが一方的に協議を打ち切ったり、対面での協議等が不十分な場合がないように、裁定制度の趣旨に鑑み真摯に協議を行うことが求められる。

ウ 再放送の同意をすることにつき協議が調った場合、当事者は、適宜の様式により同意の条件その他所要の事項について定めた書面を交換する。

エ 再放送の同意が更新されなかった場合、有線テレビジョン放送事業者は、現に有効な再放送の同意の期限までに当該再放送を停止する。この場合において、有線テレビジョン放送事業者は、当該再放送の同意が得られなかった地上基幹放送の既存受信者に、当該再放送の停止予定日を、十分な期間（おおむね6ヶ月以上）において周知するとともに、新規契約者の勧誘に係る説明及び広告等においては、当該再放送の停止予定日を明らかにする。

オ 「エ」の規定にかかわらず、再放送の同意の更新をしないことにつき協議が調ったときと現に有効な再放送の同意の期限との間に、「エ」に規定する周知に係る期間が確保できない場合は、既存受信者保護の観点から、その周知が十分に行われるまでの間、当該再放送は継続できるものとする。

カ 「エ」の規定にかかわらず、基幹放送事業者が再放送の同意の更新を拒絶しようとし、協議が調わず、有線テレビジョン放送事業者が裁定の申請を行った場合においては、当該裁定が行われるまでの期間（同意する必要がある旨の裁定が行われた場合にあっては、当該裁定から「エ」に規定する周知に要する期間）についても、既存受信者保護の観点から、当該再放送は継続できるものとする。

4 経過措置等

- (1) 有線テレビジョン放送事業者が、過去適法に同意を得た再放送について、現在当該再放送の同意が明確には得られておらず、かつ、このガイドラインの施行時に再放送を行っている場合の2の規定の適用に当たっては、既存受信者保護の観点から、次に掲げるとおりとする。

ア 有線テレビジョン放送事業者が、引き続き当該再放送を行おうとする場合には、既に協議を開始している場合を除き、このガイドラインの施行後、速やかに当該基幹放送事業者に対し協議の申込みを行い、2(2)に準じて協議を行う。

イ 基幹放送事業者が、当該再放送の停止を求める場合には、このガイドラインの施行後、2(3)に準じて、速やかにその旨を当該有線テレビジョン放送事業者に通知する。

ウ 当事者が2に準じて協議を行っている間は、既存受信者保護の観点から、当該再放送は継続できるものとする。

- (2) 有線テレビジョン放送事業者が、過去適法に同意を得た再放送について、再放送を行う区域を拡大する場合には基幹放送事業者に改めて同意を得る必要がある旨が同意の条件として明確に定められている場合において、区域拡大に関する再放送の同意が明確には得られておらず、かつ、このガイドラインの施行時に再放送を行っている場合の2の規定の適用に当たっては、既存受信者保護の観点から、次に掲げるとおりとする。

ア 有線テレビジョン放送事業者が、引き続き当該区域において当該再放送を行おうとする場合には、既に協議を開始している場合を除き、このガイドラインの施行後、速やかに当該基幹放送事業者に対し協議の申込みを行い、当該区域における再放送の同意について、2(1)に準じて協議を行う。この協議においては、当該区域において再放送を開始した事情、再放送を行っている規模及び期間並びに今後の再発防止策について基幹放送事業者の説明する。

イ 基幹放送事業者は、既存受信者保護の観点から、当事者が2に準じて

協議を行っている間、有線テレビジョン放送事業者が再放送を継続できるよう配慮する。

- (3) 有線テレビジョン放送事業者が、基幹放送事業者からアナログ放送の同意を適法に得ている場合であって、当該基幹放送事業者からアナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとするときにおける2の規定の適用については、「既に得ている地上基幹放送の再放送の同意の更新」とみなす。

Ⅲ 「正当な理由」について（放送法第 144 条第 3 項に規定する「正当な理由」等）

放送法第 144 条第 3 項においては、「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」と定められているが、総務大臣の裁定の判断に当たっての「正当な理由」の解釈については、原則として、以下のとおりとする。

なお、ここで示す「正当な理由」は総務大臣の裁定の判断に当たっての解釈の考え方であって、以下の「正当な理由」に該当する場合であっても、当事者間の協議が調った場合にこれを妨げるものではない。

1 「正当な理由」の原則

放送法上、他の放送事業者の放送の再放送は、当該他の放送事業者の「同意」を要することとされており、これは放送に対する国民の信頼を背景として、放送事業者の「番組編集上の意図」を保護することを放送法上明らかにしたものである。

放送事業者の「番組編集上の意図」の侵害について、放送法上防止すべき場合としては、以下のものが考えられる。

(1) 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

有線テレビジョン放送事業者の一方的な判断、都合により時間、番組構成等の変更が行われて再放送されることにより、基幹放送事業者の放送番組の同一性やチャンネルイメージについての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。

(2) 地上基幹放送が受信される地域についての意図（区域外再放送の場合に限る。）

放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される地上基幹放送が、それ以外の地域で無断で再放送されることにより、基幹放送事業者の地上基幹放送が受信される地域についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。

一方、再放送に同意すべき旨の裁定は、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるため、その際には、再放送される地上基幹放送

を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要であるが、この「受信者の利益」は、具体的には、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることである。

裁定制度の目的は、こうした再放送の同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、前述の「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。

このため、基幹放送事業者が再放送の同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合の考え方については、再放送同意制度による基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と裁定制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から、以下のとおりとする。

2 「正当な理由」の具体的考え方

(1) 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

有線テレビジョン放送事業者の一方的な判断、都合により時間、番組構成等の変更が行われて再放送されることにより、基幹放送事業者の放送番組の同一性やチャンネルイメージについての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される場合がある。

この点、以下の場合については、放送番組の同一性やいわゆるチャンネルのブランドイメージの確保に関わり、「番組編集上の意図」の中核を占めることから、基本的には、「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に同意をしないことについての「正当な理由」に該当するものである。

なお、基幹放送事業者は、再放送に係る同意をしないときは、当該再放送により、以下の場合に該当する事例が発生し、又は発生するおそれがあり、それが「正当な理由」に当たることを説明する。

- ① 放送番組が基幹放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ② 基幹放送事業者の意に反して、異時再放送される場合
- ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線電気通信設備の設置計画が合理的でなく、又は実施が確実でない

と認められる等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合

- ⑤ 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再放送が期待できない場合

- (2) 地上基幹放送が受信される地域についての意図（地上基幹放送の地域性に係る意図）（区域外再放送の場合に限る。）

放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される地上基幹放送が、それ以外の地域で無断で再放送されることにより、基幹放送事業者の地上基幹放送が受信される地域についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される場合がある。

この点、「放送の地域性に係る意図」は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める(1)に比べて保護すべき必要性は相対的に低い。したがって、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当である。

すなわち、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、その地上基幹放送の再放送に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合には、基幹放送事業者が同意しないことの「正当な理由」があると言える。以下、その留意事項等を掲げる。

- ア 基幹放送事業者は、再放送に係る同意をしないときは、以下の例示の事項のうち、(ア)を基本としつつ(イ)も併せて、地域間の関連性に係る「受信者の利益」に配慮して、当該再放送による「放送の地域性に係る意図」の侵害が「正当な理由」に当たることを説明する。

- (ア) 地域間における人・物等の交流状況

- ・ 通勤・通学等人の移動状況
- ・ 両地域間の経済的取引状況
- ・ 電波のスピルオーバーの状況 等

(イ) その他地域間の関連性を示す要素

- ・ 両地域の間を巡る歴史的経緯
- ・ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣 等

イ 「正当な理由」の有無の判断は、最終的には個別事案に関する総合判断となるが、例示をすれば、少なくとも、基幹放送事業者の放送対象地域に隣接する市町村における再放送の場合については、一般に「正当な理由」に該当しないものと考えられる。他方、一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域における再放送の場合については、原則として「正当な理由」に該当するものと考えられる。

(3) その他

ア (2)に係る地域間の関連性が低い場合であっても、過去適法に同意が得られていた再放送については、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、一定期間の経過措置（激変緩和措置）を講ずる（なお、有線テレビジョン放送事業者が、基幹放送事業者からアナログ放送の同意を過去適法に得ている場合であって、当該基幹放送事業者からアナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとするときも同様に扱う。）。その経過措置の期間等については、放送のデジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化等を十分に踏まえる。

イ 地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しない。

IV その他

本ガイドラインは、有線テレビジョン放送事業者及び基幹放送事業者並びに有線テレビジョン放送の受信者及び地上基幹放送の視聴者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

- 本ガイドラインに関する問い合わせ先
情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室